

介護保険のお知らせ

◎介護保険料の納入通知書について

7月初旬に、今年度のみなさまの保険料を決定します。

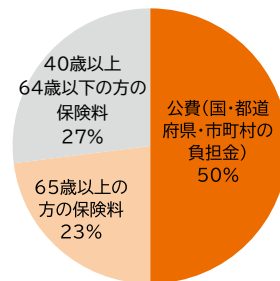
決定後、みなさまに通知書を送付させていただきます。保険料の決定基準については、通知書に同封させていただきます。

※介護保険料の納付方法は、特別徴収（年金からの天引き）と普通徴収（納付書等による納付）の2種類に分けられます。（原則特別徴収で、本人の希望により普通徴収に変更することはできません。）通知書の保険料額欄の特別徴収に金額が記載されている方は、年金より納付していただくこととなりますので、改めて納付していただく必要はありません。また、普通徴収に金額が記載されている方は、同封の納付書により納付してください。（口座振替の申請をされている方は、納付書は入っておりません。）

◎介護保険料の財源について

介護保険の運用に必要な財源は、国、都道府県、市区町村が半分を負担し、残りの半分を介護保険加入者が保険料として負担することになります。

【介護保険の財源の内訳】



保険料の納付にご協力をお願いします。

保険料を納めないでいると…

特別な理由なく保険料を納めないでいると、滞納していた期間に応じて、保険給付が制限される場合があります。介護が必要となったときのためにも、保険料はきちんと納めましょう。

※災害などの特別な事情で一時的に保険料が納められなくなった時には、徴収の猶予や減額、減免を受けられる場合があります。保険料の納付が難しいときは、そのままにせず役場住民福祉課までご相談ください。

1年以上滞納すると

サービス利用料全額を、利用者がいったん負担し、申請により、あとで保険給付分が支払われます。

1年6ヶ月以上滞納すると

保険給付の一部または全部が一時的に差し止めとなります。

2年以上滞納すると

利用者負担が引き上げられたり、高額介護サービス費（利用者負担が一定額を超えた場合に支給される）等が受けられなくなったりします。

介護保険料について

●介護サービスを利用していないのに…

原則として、40歳以上の方は全員が保険料を支払います。介護保険は、支え合いの制度です。介護が必要になったときに、安心してサービスを利用するためにも、納付にご協力をお願いします。

●納付方法って選べないの？

介護保険料は、年金の受給額等によって納め方が定められていますので、通知書に記載された方法で納付をお願いします。

●地域によって保険料が違うのは？

65歳以上の方の保険料は、各市区町村でかかるサービス費用などに基づいて決まります。そのため、サービスの内容や65歳以上の方の人口の違い等により、保険料の差が生じます。



後期高齢者医療のお知らせ

新しい後期高齢者医療被保険者証を交付します

現在使用されている『後期高齢者医療被保険者証』の有効期限は、令和6年7月31日までとなっています。7月中に**令和6年8月1日**から使用していただく新しい被保険者証を被保険者お一人に1枚『簡易書留郵便』でお手元に郵送します。

新しい被保険者証がお手元に届きましたら、ご確認いただき間違い等があれば下記までご連絡ください。

古い被保険者証は、役場税務保険課に返却いただくか、ハサミ等で細かく切って処分してください。



※むらさき色の封筒に入っています。

令和6年12月2日から現行の保険証は発行いたしません。

マイナンバーカードを保険証としてご利用ください！

(マイナンバーカードの取得および、保険証としての登録が必要です)

なお、令和6年12月時点でお手元にある被保険者証は、令和7年7月31日まで使用可能です。

令和6年度の後期高齢者医療保険料額(年額)について

7月初旬に、後期高齢者医療制度に加入するすべての方の令和6年度保険料額が、令和5年中の所得に基づき決定されます。決定後、みなさまに『決定通知書』および『納入通知書』を送付させていただきます。

※後期高齢者医療保険料は、被保険者のみなさんが、病気やケガをしたときの医療費にあてられる大切な財源です。被保険者のみなさんは、医療を受ける「権利」と同時に、保険料を納める「義務」があります。

※保険料は、期限内に必ず納めてください。

◎令和6年度の保険料率(年率)については、下記のとおりです。

	均等割額	所得割額
保険料率	51,500円	10.55% (※1)
賦課限度額	80万円 (※2)	

・保険料は、所得に応じて軽減措置があります。

※1 基礎控除後所得58万円以下の人は10.06% (令和6年度のみ)

※2 障害認定を除いて令和6年度に資格取得した者等以外は、73万円 (令和6年度のみ)



納付には、便利な口座振替をご利用ください。(普通徴収の方)

★口座からの引き落とし日 7月～翌年2月 各月の25日

(25日が金融機関休業日の場合は、翌営業日となります。)

お問い合わせ先 税務保険課(42-0441)

健診についてのお知らせ

◎集合健診を受診されていない方へ、個別健診の受診券を送付します。

★特定健康診査・後期高齢者健康診査について

○個別健診について

実施期間	令和6年7月～令和7年3月31日（受診券は7月中に送付します）
対象者	東吉野村国民健康保険加入者で40歳以上の方 （今年度40歳になる方も含みます） 後期高齢者医療保険加入の方
実施内容	診察、血液検査、尿検査、血圧測定、身体計測、心電図
自己負担	無料
申し込み	対象者に受診券を送付いたしますので、受診前に下記医療機関へ直接お申し込みください
実施医療機関	村内 米田医院、下間医院 及び 県内医療機関（受診できない医療機関がありますので事前に役場税務保険課にお問い合わせください） お問い合わせ先 税務保険課（42-0441）

★若年者健康診査について

○個別健診について

実施期間	令和6年7月～令和7年3月31日（受診券は7月中に送付します）
対象者	東吉野村国民健康保険加入者で20歳以上39歳以下の方 （今年度20歳になる方も含みます）
実施内容	診察、血液検査、尿検査、血圧測定、身体計測、心電図
自己負担	無料
申し込み	対象者に受診券を送付いたしますので、受診前に下記医療機関へ直接お申し込みください
実施医療機関	村内 下間医院 上記以外の医療機関では受診できません お問い合わせ先 税務保険課（42-0441）

★生活保護受給者個別健康診査について

○個別健診について

実施期間	令和6年7月～令和7年3月31日
対象者	村内在住で、生活保護を受給している20歳以上の方 （今年度20歳になる方も含みます）
実施内容	診察、血液検査、尿検査、血圧測定、身体計測、心電図
自己負担	無料
申し込み	希望者は、必ず住民福祉課へお申し込みください。受診券をお渡しします。 ※受診券がなければ受診できませんのでご注意ください。
実施医療機関	村内 下間医院 上記以外の医療機関では受診できません。 お問い合わせ先 住民福祉課（42-0441）

※個別健診又は集合健診どちらか一方となり二回目は個人負担となります。

※医療機関によって実施期間が異なりますので、必ず事前に受診先へお問い合わせください。

ひとり親	①村内に住所を有する方 (村内に住所を有する者に扶養又は養育されているア・イの児童は除く) ②次のアからエのいずれかに該当する方 ア 配偶者のいない18歳未満の児童を扶養している女子及び男子 イ アに掲げる者に現に扶養されている18歳未満の児童 ウ 父母のいない18歳未満の児童 エ ウの児童を養育している配偶者のいない女子及び男子又は婚姻をしたことのない女子及び男子 ③令和5年中の所得が、児童扶養手当法施行令に定める額を超えない方
精神	①精神障害者手帳の1級・2級をお持ちの方 ②令和5年中の所得が、旧国民年金法施行令に定める額を超えない方
重度	①村内に住所を有する後期高齢者医療制度に加入の方 ②次のア、イのいずれかに該当する方 ア 心身障害者医療費助成事業の対象となる方 イ ひとり親家庭等医療費助成事業の対象となる方

3. 助成内容

子ども	保険医療費の自己負担相当額(※1)
心障	1歳から18歳の方……保険医療費の自己負担相当額(※2) 上記以外の方……保険医療費の自己負担相当額(※2)から次に掲げる額を控除した額 ・外来療養 診療報酬明細書ごとに 500円 ・入院療養 診療報酬明細書ごとに 1,000円(14日未満の入院の場合500円)
ひとり親	0歳から18歳の方……保険医療費の自己負担相当額(※2) 上記以外の方……保険医療費の自己負担相当額(※2)から次に掲げる額を控除した額 ・外来療養 診療報酬明細書ごとに 500円 ・入院療養 診療報酬明細書ごとに 1,000円(14日未満の入院の場合500円)
精神	保険医療費の自己負担相当額(※2)から次に掲げる額を控除した額 ・外来療養 診療報酬明細書ごとに 500円 ・入院療養 診療報酬明細書ごとに 1,000円(14日未満の入院の場合500円)
重度	保険医療費の自己負担相当額(※2)から次に掲げる額を控除した額 ・外来療養 診療報酬明細書ごとに 500円 ・入院療養 診療報酬明細書ごとに 1,000円(14日未満の入院の場合500円)

※1 入院時の食事療養に係る標準負担額に相当する額を除く

※2 入院時の食事療養及び生活療養に係る標準負担額に相当する額を除く

お問い合わせ先 税務保険課(42-0441)

福祉医療等のお知らせ

子ども・障害者・ひとり親・精神医療費受給資格者証の更新について

現在使用されている各医療費受給資格証の有効期限は、令和6年7月31日までとなっています。

対象の方には6月に申請書を送付しています。申請がまだの方は、手続きをお願いします。受給資格審査の結果、資格のある方には、7月中に『医療費受給資格証』を送付します。

※助成要件を満たす方で申請書が届いていない方は、税務保険課までお問い合わせください。

重度の医療費受給資格について

重度の医療費助成対象者には、他の医療制度で使用している医療費受給資格証は発行していませんが、他の制度と同じく資格の有効期限が令和6年7月31日までとなっています。

対象者の方には同じく申請書を送付しています。申請がまだの方は、手続きをお願いします。

※助成要件を満たす方で申請書が届いていない方は、税務保険課までお問い合わせください。

福祉医療費助成制度等の概要

1. 制度名

子ども	子ども医療費助成制度
心障	心身障害者医療費助成制度
ひとり親	ひとり親家庭等医療費助成制度
精神	精神障害者医療費助成制度
重度	重度心身障害老人等医療費助成制度



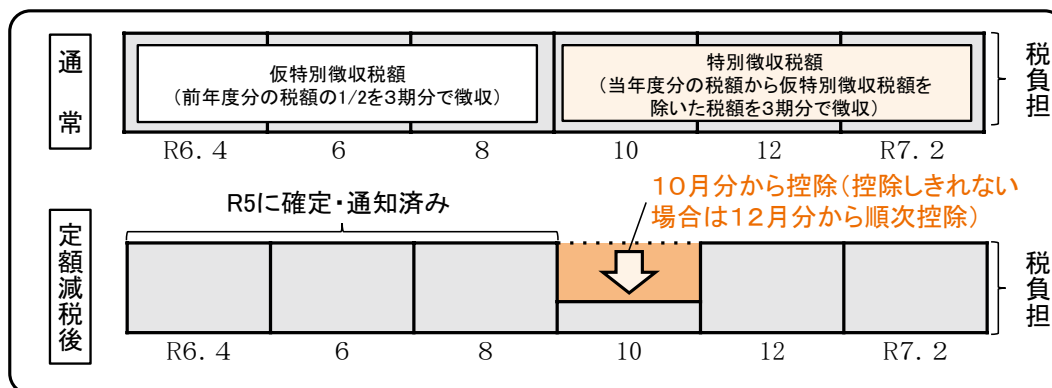
2. 助成要件

国民健康保険又は社会保険に加入の方及び社会保険の被扶養者で各制度ごとの要件すべてにあてはまる方が対象となります。

子ども	①東吉野村内に住所を有する子どもを主として養育している方 ※子どもとは、出生の日から18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある方 ②所得制限なし
心障	①村内に住所を有する1歳以上の方（後期高齢者医療制度該当者を除く）で身体障害者手帳（1級、2級）及び奈良県交付の療育手帳（A1、A2、B1、B2）をお持ちの方 ②令和5年中の所得が、旧国民年金法施行令に定める額を超えない方

○年金から天引きしている方（年金所得者の方）

定額減税『前』の税額をもとに算出された令和6年10月分の特別徴収税額から控除され、控除しきれない場合は、令和6年12月分以降の特別徴収税額から、順次控除します。



※減税額については、納税通知書又は特別徴収税額通知書の摘要欄に記載があります。

※定額減税は、住宅ローン控除や寄附金税額控除など、全ての控除が行われた後の所得割額から減税します。

■減税しきれない場合

- ・別途給付金（調整給付金）を支給します。給付額は、納税義務者の定額減税可能額を控除しきれない額に応じて異なります。対象となる納税義務者の方へ、給付額を記載した文書を8月上旬に送付する予定ですのしばらくお待ちください。

給付金額の算出方法は、定額減税可能額（※1）が令和6年分推計所得税額（令和5年分所得等により算出）又は令和6年度個人住民税所得割額を上回る額の合計額を基礎として1万円単位で切り上げます。給付額に不足があることが判明した場合は、追加で令和7年度に給付します。ただし、合計所得金額が1,805万円を超える方は対象となりません。

本給付金の給付対象となるか、給付額についてのお問い合わせにはお答えできません。

※1 定額減税可能額

所得税分 = 3万円 × 減税対象者数（※2）

個人住民税所得割分 = 1万円 × 減税対象人数（※2）

※2 減税対象人数

納税義務者本人 + 控除対象配偶者（※3） + 扶養親族（※3）

※3 控除対象配偶者及び扶養親族は国外居住者を除く

- ・給付金の詳細は内閣官房ホームページ「新たな経済に向けた給付金。定額減税一体措置」を参照ください。
(<https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/benefit2023/index.html>)
- ・所得税（国税）の定額減税の詳細は、国税庁ホームページ「定額減税特設サイト」を参照ください。
(<https://www.nta.go.jp/users/gensen/teigakugenzenzi/index.htm>)

お問い合わせ先 税務保険課（42-0441）

令和6年度分の個人住民税の定額減税について

■制度の概要

賃金上昇が物価高に追いついていない国民の負担を緩和するため、デフレ脱却のための一時的な措置として、令和6年度分の個人住民税について定額減税が実施されています。

■定額減税の対象者

前年の合計所得金額が1,805万円以下（給与収入2,000万円以下に相当）の方。
村・県民税均等割及び森林環境税のみ課税される方や非課税の方は対象となりません。

■定額減税額

納税義務者本人の定額減税額は、次の金額の合計額です。

1. 納税義務者本人…1万円

2. 控除対象配偶者又は扶養親族（国外居住者を除く）…1万円

- ・減税合計額が個人住民税の所得割額を超える場合は、所得割額を限度とします。
- ・同一生計配偶者及び扶養親族の判定は、原則、前年12月31日の現況によります。
- ・控除対象配偶者以外の同一生計配偶者の方がいる場合は、令和7年度分の個人住民税において1万円の定額減税を行います。

■徴収方法

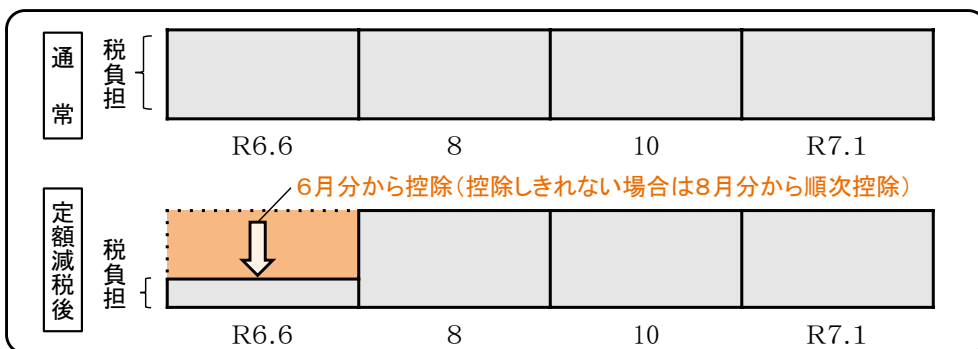
○給与から天引きされている方（特別徴収の方）

令和6年6月分は徴収されず、『定額減税後の年税額』を令和6年7月分～令和7年5月分の11カ月で割った税額を徴収します。



○納付書や口座振替でお支払いしている方（普通徴収の方）

定額減税『前』の税額をもとに算出された第1期分（令和6年6月分）の税額から控除され、控除しきれない場合は、第2期分（令和6年8月分）以降の税額から、順次控除します。



国民年金のお知らせ

～国民年金保険料の免除期間・納付猶予期間がある方へ～ 国民年金保険料の追納をおすすめします！

国民年金保険料の免除（全額免除・一部納付・法定免除※）・若年者納付猶予・学生納付特例の承認を受けられた期間がある場合、保険料を全額納めたときよりも老齢基礎年金の受け取り額が少なくなります。

そこで、将来受け取る老齢基礎年金の年金額を増やすために、10年以内であれば、これらの期間の保険料をさかのぼって納める（追納する）ことができます。

※障害年金を受けている期間や生活保護の生活扶助を受けている期間などは、本人からの届出により国民年金保険料が全額免除されます。これを法定免除といいます。

免除の承認を受けた年度の保険料を令和6年度中に追納する場合の額

免除等を受けた期間	追納保険料額 (円)			
	全額免除 法定免除 若年者納付猶予 学生納付特例	3/4免除	半額免除	1/4免除
平成26年4月～平成27年3月分	15,460円	11,600円	7,730円	3,860円
平成27年4月～平成28年3月分	15,790円	11,840円	7,890円	3,950円
平成28年4月～平成29年3月分	16,460円	12,340円	8,230円	4,110円
平成29年4月～平成30年3月分	16,670円	12,510円	8,330円	4,170円
平成30年4月～平成31年3月分	16,500円	12,370円	8,250円	4,120円
平成31年4月～令和2年3月分	16,560円	12,420円	8,270円	4,140円
令和2年4月～令和3年3月分	16,670円	12,500円	8,340円	4,160円
令和3年4月～令和4年3月分	16,710円	12,530円	8,350円	4,170円
令和4年4月～令和5年3月分	16,590円	12,440円	8,290円	4,150円
令和5年4月～令和6年3月分	16,520円	12,390円	8,260円	4,130円

☆追納のお申し込みはお近くの年金事務所までお願いします。

日本年金機構ホームページ www.nenkin.go.jp/

国民年金に関するお問い合わせは、東吉野村税務保険課、または最寄りの年金事務所まで。

奈良年金事務所

奈良市芝辻町4-9-4
☎0742-35-1371(代)

大和高田年金事務所

大和高田市幸町5-11
☎0745-22-3531(代)

桜井年金事務所

桜井市大字谷88-1
☎0744-42-0033(代)

7月は「差別をなくす強調月間」です



奈良県では、毎年7月を「差別をなくす強調月間」と定め、あらゆる差別をなくすためのさまざまな取組を行っています。

身近な差別をなくすため、一人ひとりが人権問題を正しく理解し、日常生活において差別を見抜く力を養い、人権感覚を磨くことが大切です。

すべての人が「生まれてきてよかった」と実感できる「差別のない明るい東吉野村」をめざし、人権尊重のむらづくりを進めましょう。

東吉野村における取組

◆差別をなくす村民集会

【日時】 7月17日(水) 午後1時～午後3時25分(終了予定)

【場所】 東吉野村住民ホール

◆人権・行政相談

【日時】 7月19日(金) 午前10時～正午

【場所】 東吉野村中央公民館 1階事務室

第74回 “社会を明るくする運動”

7月1日～31日

～犯罪や非行を防止し、立ち直りを支える地域のチカラ～

“社会を明るくする運動”は、すべての国民が、犯罪や非行の防止と犯罪や非行をした人たちの更生について理解を深め、それぞれの立場において力を合わせ、犯罪や非行のない安全で安心な明るい地域社会を築こうとする全国的な運動です。

奈良県においては、「青少年の非行・被害防止運動」「差別をなくす強調月間」及び「奈良県人権施策に関する基本計画」を実施する関係機関・団体と緊密に連携しながら、地域に根ざした、幅広い活動を展開することにより、犯罪や非行を防止し、立ち直りを支えるとともに、人権が尊重され、差別されることがない、青少年が健全に育成される、住民同士が共に支え合う、明るい地域づくりの実現を図ろうとするのが、社会を明るくする運動です。

毎年7月を、この運動の強調月間としています。

さくら苑だより

○毎年恒例のお花見に行ってきました

4月初旬にさくら苑デイサービス利用者様と川上村東川にあるさくら通りにお花見に行きました。見とれてしまうほどの桜並木に利用者の皆様も「きれい、きれい」と喜んでおられました。



○気候の変動にはご注意を

今年は梅雨入りが遅く梅雨明け後は猛暑が予想されています。地域のみなさまにおかれましてはくれぐれも体調管理等にご留意いただきたいです。

現在、さくら苑では面会制限を行っております。

面会をご希望の方は、事前にさくら苑までお問い合わせください。

TEL 0746-32-8950

令和6年度警察官（第2回）採用試験について

1. 第1次試験日

- (1) 教養試験・論(作)文試験 9月22日(日)
- (2) 体力試験・口述試験 10月5日(土)、6日(日)のうち指定する1日

2. 受験資格

(1) A区分

平成3年4月2日以降に生まれた人で、学校教育法による大学(短期大学を除く。)を卒業した人又は令和7年3月末日までに卒業見込みの人。

(2) B区分

平成3年4月2日から平成19年4月1日までに生まれた人で上記(1)以外の人。

3. 受付期間

インターネットのみ(県警ホームページから)：7月1日(月)～8月23日(金)

※下記URLからお申し込みください

4. お問い合わせ・受験申し込み先

奈良県警察本部警務課採用係

住所 〒630-8578 奈良市登大路町80番地

TEL 0120-351-204(採用フリーダイヤル)

URL <https://www.police.pref.nara.jp/>

自衛官募集のお知らせ

【自衛官候補生（中途採用も含む）】

1 応募資格

18歳以上33歳未満
※採用予定月の末日現在

2 受付締切

7月16日（火）まで

3 試験

- ・筆記試験、適正検査
7月16日（火）～20日（土）のいずれか1日（WEB試験）
- ・口述試験、身体検査
7月20日（土）

【一般曹候補生（中途採用も含む）】

1 応募資格

18歳以上33歳未満
※採用予定月の末日現在

2 受付締切

9月3日（火）まで

3 試験

- 1次試験：筆記試験、適正検査
9月20日（金）～22日（日）のいずれか1日を指定されます。
- 2次試験：口述試験、身体検査
10月26日（土）～27日（日）のうち指定された1日

お問い合わせ先 自衛隊奈良地方協力本部五條地域事務所

TEL 0747-22-3789



吉野川マナーアップキャンペーン

吉野川の清流を守るため、7月20日（土）から8月31日（土）の間、「吉野川マナーアップキャンペーン」を展開します。生活用水や農業用水の水源である吉野川の水は、私たちにとって、かけがえのないものです。

この清流を守り、美しい吉野の自然を守るのは、一人ひとりの心がけと行動です。

行楽客などにゴミの持ち帰りなどのマナー向上を呼びかけます。美しい吉野川を守るためにきれいに後片付けをしましょう。



東吉野まるごとフェスティバル

今年度の東吉野まるごとフェスティバルは、11月16日・17日に開催を予定しています。農林産物品評会では、1人5点まで出品できますので、出品物の作付準備をお願いします。たくさんの出品をお待ちしております。

また、文化展覧会、農林産物品評会等への出品、フリーマーケット等への申込は10月号広報折込チラシでお知らせします。

みなさまのご参加お待ちしております。

お問い合わせ先 地域振興課（42-0441）

ごみの分別について（お願い）

分別方法がきちんと守られておらず回収されないごみ袋等が収集場所に放置されている事例が発生しています。

- ・ごみを出すときは、指定された袋にごみを分別して入れ、収集日の朝8時までに収集場所に出してください。
- ・不燃ごみは指定された袋に入らなければ、粗大ごみとして粗大ごみ専用証紙を貼って収集日に出してください。
- ・回収できないごみ袋には黄色の収集不可シールが貼られています。シールが貼られているごみ袋を出した人はきちんと持ち帰り、再度決められた袋にごみを分別して入れて、収集場所に出すようにしてください。

回収できない事例として

- 指定された袋に入っていない ○可燃ごみ袋に不燃ごみや資源ごみが混入している
- 粗大ごみとして出されている机やタンスなどの引き出しにその他のごみが入っている・・・

等です。

※その他わからないことがあれば住民福祉課（42-0441）までお問い合わせください。

固定資産税第2期分・国民健康保険税第1期分 後期高齢者医療保険料（普通徴収分）第1期分 介護保険料（普通徴収分）第1期分の

口座振替日は 7月25日（木）

納期限は 7月31日（水）です。

納付には、便利・安全・確実な口座振替をご利用ください。納期限までに納めましょう。

（お問い合わせ先） ○固定資産税・国民健康保険税

後期高齢者医療保険料について

税務保険課

○介護保険料について

住民福祉課

TEL（42-0441）

農作業中の熱中症の予防について

農作業中の熱中症

- 毎年、約**30**名の方が農作業中の熱中症により死亡
- 死亡事故の約**85%**が**7～8**月に発生している一方で3～6月にも発生

農作業中の熱中症による死亡者数（月別）



予防のポイント

暑さを避ける

高温時の作業は極力避け、日陰や風通しのよい場所で作業



こまめな休憩と水分補給

喉の渴きを感じる前に、こまめに水分・塩分を補給



単独作業は避ける

複数名で作業を行う、時間を決めて連絡をとり合う



熱中症対策アイテムの活用

帽子や吸湿速乾性の衣服の着用、空調服や送風機の活用



自分達が考えた事業が東吉野村を救うかも！！？

村の活性化のために力を貸していただける熱意のある方を次のとおり公募します。

○事業内容について

村の過疎化に歯止めをかけるべく、パーソルホールディングス株式会社と共同で村の人口の維持・増加につながる施策を以下の各視点から立案します。

- ・旧四郷小学校活用事業
- ・小川のまち活性化事業
- ・フリーテーマ

○活動期間 令和6年10月頃～令和7年1月頃

○募集人数について 6名程度

○応募資格について

- (1) 東吉野村に住所を有する者とする。ただし、特別な事情がある場合はこの限りではない。
- (2) ネット環境を有する者とする。(基本的にウェブ会議により進めていきます。)

○受付期間 7月1日(月)～7月19日(金)

○申し込み方法 総務企画課までお電話ください。

○選任方法について

お申し込みいただいた方の中から選考の上で任命します。

お問い合わせ先 総務企画課(42-0441)

災害時要配慮者支援の取組について

調査票（兼申請書）の提出

避難行動要支援者対象者に対して調査票（兼申請書）の様式を郵送しています。ご本人の状況に合わせて記入し、ご返送ください。



情報整理

ご返送いただいた情報をもとに、村では、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画を作成します。



避難支援者等関係者への情報提供

村では、作成した名簿や個別避難計画を避難支援者等関係者と情報共有します。

※奈良県警察、奈良県広域消防組合、東吉野村区長会に加盟する自治会、東吉野村民生児童委員協議会、東吉野村消防団その他避難支援等の実施に携わる関係者



地域での見守り活動や防災訓練実施

避難支援者等関係者は、情報をもとに、地域における防災訓練や見守り活動を実施します。



登録内容の更新

登録内容に変更があった場合は、村住民福祉課までご連絡ください。
電話 42-0441



災害時の避難支援の実施

～逃げ遅れゼロ いざというとき、お互い助け合うことのできる地域へ～

お問い合わせ先 住民福祉課（42-0441）

避難行動要支援者名簿登録等のお願い

～あなたの大切な命を守るために～

村では、災害時に自力で避難することが困難な方（避難行動要支援者）に対して、災害情報の提供や避難等の手助けが地域の中で素早く、安全に行われる体制づくりを進めています。

避難支援を希望される方の情報を名簿に登録し、個別避難計画（災害時の避難支援等の計画）を作成し地域等と行政で情報共有し、災害時の避難支援や普段の見守りなどに役立てます。

■調査票（兼申請書）の提出は、お済みですか？

6月初旬に、「避難行動要支援者名簿登録・個別避難計画作成調査票（兼申請書）」がお手元に届いた方で、まだ、「調査票（兼申請書）」の提出がお済みでない方は、必要事項をご記入の上、ご返送いただきますようお願いいたします。

1. 登録方法は？

登録を希望される方は、「調査票（兼申請書）」に必要事項を記入の上、役場住民福祉課へご提出ください。

登録を希望されない方も、「調査票（兼申請書）」の「希望しません」を選択し、役場住民福祉課へご提出ください。

2. 登録対象者は？

登録対象者は、右図の①から⑥のいずれかに該当する方のうち、災害時において地域で支援を希望される方です。

ただし、支援を受けるために必要な個人情報を避難支援等関係者へ提供すること等に同意が必要です。

次の場合は登録の必要はありません。

- 福祉施設等の入所者及び入院患者
- 同居親族の支援が受けられる方

※なお、名簿への登録によって災害時の支援が必ず保証されるものではありません。

避難行動要支援者名簿 登録対象者

- ①要介護認定3～5
- ②身体障害者手帳1級・2級
- ③療育手帳A1・A2
- ④精神障害者保健福祉手帳1級
- ⑤75歳以上の高齢者単独世帯
- ⑥①～⑤の条件に準ずる者
以上の条件に該当する方

3. 避難支援者とは？

避難支援者とは、日頃から見守りを行ったり、災害時に避難情報の伝達や避難行動要支援者と一緒に避難する方です。

避難支援者は、ご近所にお住まいの方等を、申請者本人又はご家族で選定してください。

避難支援者本人に必ず同意を得てください。

避難支援者が見つからない場合は、地域の民生委員や自治会役員等に相談し、避難支援者を選定してください。

避難支援者は、ボランティア精神にもとづき支援を行うもので、法的な責任や義務を負うものではありません。

FAM2024開催

◇日時 7月21日(日) 10時～15時

◇会場 東吉野村役場下 高見川

◇開催内容

鮎つかみ、マス釣り、木工ワークショップ、木製遊具、飲食店等

※一部予約制

◇注意事項

雨天や増水時は中止となる場合があります。(7/19判断)
入場は無料ですが、一部有料のブースがあります。



◇お問い合わせ

FAM実行委員会事務局(東吉野村役場内)

TEL 0746-42-0441

メール FAM@vill.higashiyoshino.lg.jp

詳しい開催内容や予約方法等については、村HPならびに下記SNSでご確認ください。



Facebook



Instagram

住民福祉課・看護師

桶谷 まり子

Oketani Mariko



村の職員を紹介します Vol.11

はじめまして、こんにちは！4月に入职しました桶谷と申します。
大学で看護について学び、卒業後、大阪・神奈川・千葉の病院でも看護師として働いていました。

昨年の12月に奈良県に戻りめまぐるしい日々から一変し、今は通勤途中、東吉野村の景色に癒されながら穏やかな毎日を送っています。またたくさんの経験を積んで東吉野村の皆様の役に立てるよう一生懸命に頑張りたいと思います。よろしくお願ひします。

てんいち先生



7月は「差別をなくす強調月間」

定例人権・行政相談所を開設します。

日時 7月19日(金)
10時～12時

場所 大字小川 村中央公民館
差別に関することやプライバシーの侵害など、人権問題に関することを人権擁護委員が、また、行政機関が所轄する業務についての苦情や要望について、行政相談委員がそれぞれ相談に応じます。

駐在所だより

小川駐在所 ☎42-0052 高見駐在所 ☎44-0313

桜井警察署 ☎0744-46-0110
宇陀警察庁舎 ☎0745-82-0110

不審電話が続いています。

東吉野村内にも特殊詐欺の誘いと思われる不審電話がかかっています。

家の電話に対して、従来からの「警察・役場・総務省・携帯会社騙りなどの人による電話」や、「ガイダンスを流し、プッシュ操作をさせた上で人につなぐ」といったもので、詐欺の誘いをかけてきています。

- ここ最近では、
- 「あなたの電話が使えなくなる」
 - 「あなたの電話が暴力団に使われている」
 - 「あなたの電話が犯罪に使われている」
 - 「あなたの個人情報が流れている」
- などを騙るところから始まるパターンが増えていきます。

このパターンでは、最初に対応した者から警察に転送しますと言ってあたかも実際に問題があるように誘ってきます。

総務省や役場、総合通信基盤局から警察へ電話をそのまま転送されることはありません。

いろんな方法を仕掛けてきますが、最後にはお金の話になり、振込を要求されたりお金を取りに行く、キャッシュカードなどを預かるなどを申し向けてきます。

このことから、詐欺を見破る方法は、お金の話かどうかとなります。投資詐欺、サポート詐欺、ロマンス詐欺など、詐欺の方法は年々増え、騙す手法も巧妙化しています。

どんな方法で誘いをかけられても、電話でお金の話が出てきたら詐欺と疑ってください。

動物の出没に注意を！

初夏にはいり、村内では猿や熊などの野生動物の目撃情報が入っています。

山の中はもとより、民家の周辺にも現れます。熊を見た際は、落ち着いて静かにその場から立ち去るようにしましょう。

熊が先に人に気づいた場合、隠れたり逃げたりすることが多いですが、絶対ということは、ありません。

特に注意をする点は、急に大声を上げたり急な動きをしたりすると、熊が驚いてどのような行動をするかわからないため、注意しましょう。

村内の事件事故（5月中）

- 刑法犯等～0件
- 交通事故～人身事故 1件
物損事故 9件





戸籍の窓

令和6年5月16日から令和6年6月15日までに役場窓口に届けられ、ご了承をいただいた方のみです。(敬称略)

お悔やみ申し上げます

氏名	年齢	住所
福本 道子	90歳	伊豆尾
辻本 みち子	76歳	三尾

人の動き

令和6年5月末日現在

●人 □ 1,520人(－7)
 男 713人(－1)
 女 807人(－6)
 ●世帯数 874戸(－4)
 ()内は先月末現在との比較



編集後記

今回の裏表紙は中黒で撮影した紫陽花です。梅雨時に咲く花の代表格として挙げられることが多い紫陽花の花言葉は「高慢」「移り気」ですが、花の色によって違う意味が加わり、青や紫は「知的」「神秘的」、赤は「強い愛情」、白は「寛容」など様々です。写真のホンアジサイもオーソドックスで綺麗ですが、個人的なイチオシは10年程前から販売されるようになった「デュープパープル」という品種です。名前のとおり深い紫色で大変魅力的なので、ご興味のある方は是非栽培してみてください。その際は取材に伺わせていただきます。

さて、7月を迎えて夏本番です。例年通りいくと今年も大変暑い夏が予想されますが、熱中症対策は万全でしょうか？グッズを揃えるのも大事ですが、日が照りつける中での畑仕事などは大変危険ですので、日中は無理せず涼しい部屋で過ごし、朝夕に活動するよう心がけましょう。

(やっさん)